

大野町公立認定こども園3歳未満児給食等業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要領

大野町公立認定こども園3歳未満児給食等業務委託に係る公募型プロポーザル方式を以下のとおり実施する。

令和7年9月16日

大野町長 宇佐美 晃三

1 発注主管課 民生部 子育て支援課

2 業務概要

- (1) 業務名 大野町公立認定こども園3歳未満児給食等業務委託
- (2) 業務場所 大野町みらいろこども園（大野町大字本庄200番地6）
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）
ただし、契約の日から令和8年3月31日までは準備期間とし、
現地施設での準備は令和8年3月16日からとする。
- (4) 目的 最新の知識及び技術を持つ事業者が、豊富な経験に基づきより良い給食調理業務を実施することで、認定こども園において「安心安全で、楽しく食べられる給食」を園児に提供することを目的とする。
- (5) 業務内容 給食調理業務
 - ① 献立の作成
 - ② 食材料の発注及び支払い
 - ③ 調理
 - ④ 配膳及び片付け
 - ⑤ 衛生管理及び設備管理
 - ⑥ その他（付帯する業務）

※詳細は、別紙「大野町公立認定こども園3歳未満児給食等業務委託仕様書」による。

3 参加資格

参加事業者は、次に掲げる参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から契約締結までの間に、大野町建設工事請負契約に係る入札参加

資格停止措置要領（平成26年大野町要領第1号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）（以下「食品衛生法」という。）の規定による営業許可を有すること。

4 参加事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、参加事業者となることができない。

- (1) 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して2年を経過していない団体
- (2) 令和6年4月1日以後に、食品衛生法に基づく営業禁止又は営業停止処分を受けた団体
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる団体及びそれらの利益となる活動を行う団体

5 失格要件

参加表明書を提出してから受注者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当したときは、失格又は審査の対象より除外するものとし、その理由を付して文書で通知するものとする。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (3) 一つの参加事業者が複数の提案を行ったとき。
- (4) 提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- (5) 参加表明書又は提案書等に虚偽の内容が記載されているとき。
- (6) 参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出したとき。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至ったとき。
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (9) 著しく信義に反する行為があったとき。

6 参加に関する留意事項

参加に関する留意事項は、次のとおりである。

参加事業者は、提案書の提出をもってこの実施要領の記載内容を承諾したものとみなされること。

- (1) 参加に関して必要な費用は、全て参加事業者の負担とすること。
- (2) 本募集における使用言語は日本語とし、通貨は円、単位はメートルとする。
- (3) 提案した内容は、実現を約束したものとみなされること。

- (4) 参加事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、町に帰属する。採用・不採用に関わらず、町は本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できる。
- (5) 参加事業者から実施要領に基づき提出される書類は、提出期間に限り補正することができる。提出期間終了後は変更することができないものとし、また、その理由の如何に関わらず提案書の返却はしない。
- (6) 町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、また記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、大野町情報公開条例（平成12年大野町条例第37号）に基づき、提案書等を公開することがある。

7 スケジュール及び提出期限

プロポーザル実施告示	令和7年9月16日(火)
現地説明見学会 ※建設中	希望者は、現地見学参加申込書(様式第1号)を令和7年10月1日(水)午後5時までに提出する。 令和7年10月6日(月)から10月10日(金)
質問の受付	令和7年10月1日(水)午前9時から 令和7年10月15日(水)午後5時まで
質問の回答	令和7年10月20日(月)午後5時
参加表明書及び提案書等の提出期間	令和7年10月21日(火)午前9時から 令和7年10月31日(金)午後5時まで
1次審査(書類審査)	令和7年11月上旬
2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和7年11月中旬
仮契約の締結	令和7年11月中旬 ※審査結果通知の日
契約の締結	令和7年12月10日(水) ※議決日

8 現地見学

- (1) 期 日 希望者に別途連絡
- (2) 集合場所 大野町役場 民生部 子育て支援課
- (3) 見学内容 建設中の施設の見学及び説明(大野町みらいろこども園)
- (4) 申し込み 現地見学参加申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、FAX

又は電子メールで申し込み下さい。なお、申込書を送信した旨の電話連絡を行うこと。また、見学参加者は、1事業者につき2名までとする。

9 質問の受付・回答

- (1) 提出方法 参加予定事業者は、法人名、担当者名、担当者連絡先及び質問内容を簡潔にまとめ、質問状（様式第2号）をFAX又は電子メールで提出するものとし、電話での質問は受け付けない。なお、質問状を送信した旨の電話連絡を行うこと。
- (2) 提出先 民生部 子育て支援課
- (3) 回答方法 質問及びその回答は、まとめて令和7年10月20日(月)午後5時に町ホームページで公表します。また、質問に対する回答は、本要領等の修正又は追加とみなします。なお、軽易な事項（実施要領及び仕様書の記載内容の確認等）については、その都度個別に回答する場合があります。

10 参加表明書及び提案書等の提出

(1) 参加表明書

提出書類 公募型プロポーザル方式等参加表明書（様式第3号）

(2) 提案書等

提出書類 提案書等の提出書類は次のとおりとする。各様式を補完する書類の添付は妨げない。1～9までは任意様式とするが、合計で30ページを超えないこと。

番号	書類名	様式番号
表紙	公募型プロポーザル方式等提案書	様式第4号
1	企業理念に関する提案書	任意様式
2	経営状況に関する報告書	任意様式
3	業務実績及び受注体制に関する報告書	任意様式
4	危機管理体制に関する提案書	任意様式
5	提案内容の的確性に関する提案書	任意様式
6	関係業務従事者の雇用に対する待遇の提案書	任意様式
7	関係業務従事者研修計画に関する提案書	任意様式
8	認定こども園等との食育企画に関する提案書	任意様式
9	コスト削減に対する取組に関する提案書	任意様式
10	見積書及び積算内訳書	様式第5号
11	企業の概要又は履歴事項全部証明書	
12	直近分の国税及び地方税の納税証明書（写し可） （本社分。支社等で提案する場合は支社分を含む。）	

13	会社案内のパンフレット	
14	不測の事態発生時の独自の対応マニュアル	
15	給食衛生管理基準に基づいた独自のマニュアル	

- (3) 提出先 民生部 子育て支援課
- (4) 提出部数 12部（正本1部、副本11部：A版、縦型、両面印刷左綴じホチキス止めとする。）ファイルとじ込み等製本はしないこと。
なお、副本はコピーでも構わない。
- (5) 提出方法 持参又は郵送のいずれかにより受け付ける。なお、郵送による場合は、到着確認の電話連絡を行うこと。

1.1 審査委員会

プロポーザルの審査は、大野町公立認定こども園3歳未満児給食等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

1.2 審査手順

(1) 書類審査（1次審査）

必要な提案書類等がすべて存在し、かつ不備がないか。また参加資格、参加条件を満たしているか。欠格事由に該当がないか等の書類審査を行います。

また、参加事業者が多数の場合は、審査委員会にて提案書等で、プレゼンテーション及びヒアリング（2次審査）をする事業者を選考することがあります。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング（2次審査）

期日 令和7年11月中旬 ※後日ご連絡します。

場所 大野町役場

時間 プレゼンテーション 20分以内

ヒアリング 10分程度

留意事項

- ① 当日の出席者は説明者及び質問への対応者で3名以内とします。
- ② プレゼンテーションの順番は、提案書等を受理した順とします。
- ③ 申請書に基づき行い、提案書等に記載してしない提案を追加して説明することは不可とします。
- ④ プレゼンテーションが指定した時間を超過したときは、途中で打ち切る場合があります。
- ⑤ 説明にパワーポイント等の使用は可能ですが、提出資料の拡大のみの資料とする。（当日の追加資料等持ち込みは不可）なお、その場合はパソコン・プロジェクター等を、各自持参すること。スクリーンは町で準備します。（要連絡）

(3) 順位の特定

審査委員会は、提案書の審査の評価点により順位を特定する。ただし、(2)の審査員の評価点の合計が、60%に満たない場合は順位を特定しない。

(4) 審査の結果

審査結果は、大野町プロポーザル方式実施要綱（令和2年大野町要綱第50号）に基づき、結果通知書（様式第3号）により全参加事業者に文書で通知し、最終審査結果は町のホームページで公表する。

1.3 審査基準

審査における評価項目及び配点は次のとおりとする。

【企業評価】

(1) 企業理念・・・配点（10点）

- ① 認定こども園等給食調理業務に対する基本的な考え方
（本業務の趣旨と合致、先進的な取組への姿勢）
- ② 認定こども園等給食調理業務に取り組む意欲
（本業務の事業展開の発展性、将来性）

(2) 経営状況・・・配点（5点）

- ① 経営母体の財務健全性
（5年間継続した請負の可能性）

(3) 業務実績及び受注体制・・・配点（5点）

- ① 認定こども園等給食調理業務の受注実績及び受注体制
（受注実績はあるか、受注できる体制の整備）

【技術力評価】

(4) 危機管理体制・・・配点（20点）

- ① 調理及び異物混入等発生時の処理体制
（事故発生時の対応）
- ② 食中毒、インフルエンザ等発生時の配食体制
（事故発生時の配食体制、マニュアルの作成）
- ③ 関係業務従事者の健康管理体制
（関係業務従事者の健康管理体制）

(5) 提案内容の的確性・・・配点（20点）

- ① 認定こども園等給食の専門性、サービス水準
（サービス水準向上のための取組み）
- ② 安定的な提供に関する実施方針
（指揮命令系統、町との連絡体制）
- ③ 関係業務従事者の配置計画

(有資格者、実務経験者の配置等の組織体制)

④ 食物アレルギーに対する対応

(知識力と対応方法)

(6) 関係業務従事者の待遇・・・配点(10点)

① 関係業務従事者の休暇の確保及び代替員確保体制

(有給休暇の取扱い、休暇の代替員の確保)

② 関係業務従事者の勤務体制及びローテーション

(長期雇用の取組、関係業務従事者の負担軽減)

③ 継続雇用及び地元採用計画

(現調理員の雇用、地元採用の優先性)

(7) 業務従事者研修計画・・・配点(5点)

① 関係業務従事者に対する巡回指導

(関係業務従事者の監視、指導の徹底)

② 受注から給食開始までの研修計画

(業務の引継計画、指揮命令系統の確立)

(8) 認定こども園等との食育企画・・・配点(5点)

① 認定こども園との連携及び食育の取組

(認定こども園等との連携、食育の推進)

【コスト評価】

(9) コスト削減の取組・・・配点(20点)

① コスト削減の取組(コスト削減への姿勢)

1.4 業務価格の上限

(1) 本業務に係る価格の上限は次のとおりとする。

令和8年度 10,560,000円(消費税及び地方消費税を含む)

令和9年度 10,560,000円(消費税及び地方消費税を含む)

令和10年度 10,560,000円(消費税及び地方消費税を含む)

令和11年度 10,560,000円(消費税及び地方消費税を含む)

令和12年度 10,560,000円(消費税及び地方消費税を含む)

合計 52,800,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(2) 町は契約金額を令和8年度から令和12年度までの5年間の債務負担行為として予算計上。

1.5 契約の締結

(1) 2次審査の最高得点者を本業務の最優先候補者とし、契約交渉を行う。

(2) 最優先候補者が契約を締結しない場合は、次に得点の高い事業者から順に契

約交渉を行い、合意に達した事業者と仮契約を締結し、議会承認をもって本契約となる。

- (3) 審査委員会が適切でない事業者と判断した場合は、契約交渉を行わない。
- (4) 当初契約においては、5年間調理食数等変更がないものとした金額で契約する。ただし、調理食数及び食材料価格の大幅な変動又は消費税率の変更等により経費に変動がある場合は、双方の協議により変更契約できるものとする。
- (5) 予算が成立しなかった場合は、契約は締結しない。

16 その他

- (1) 契約を締結する予定の事業者は、その契約の日から令和8年3月31日までの間を準備期間とし、指導員の確保、指揮命令系統の確立、備品の確認等を行うものとする。なお、開設の準備に要する費用は、事業者の負担とする。
- (2) 契約を締結する予定の事業者は、契約日以後の業務に必要な食材を、仕様書及び3月に作成された献立に基づき、事前に発注するものとする。なお、食材の発注に要する費用は、事業者の負担とする。

17 問い合わせ先及び、現地説明見学会参加申し込み先・質問状送付先

大野町役場 民生部 子育て支援課

住所 〒501-0592 岐阜県揖斐郡大野町大字大野80番地

電話 0585-35-5370（直通）

Fax 0585-34-3525

E-Mail kosodate@town-ono.jp

[FAX及び電子メールを送信した際は、必ず電話で受信確認をして下さい。]

(様式第1号)

現地説明見学会参加申込書

令和 年 月 日

大野町長 宇佐美 晃三 宛

申請者 所在地
商号又は名称
代表者氏名

業務名 大野町公立認定こども園3歳未満児給食等業務委託

上記業務に係る現地説明見学会へ参加します。

参加者氏名 _____

担当部署
担当者名
電 話
F A X
E-mail

(様式第2号)

質 問 状

申請者 所在地
商号又は名称
代表者氏名

業務名 大野町公立認定こども園3歳未満児給食等業務委託

上記業務に係る公募型プロポーザル方式等に関し、次の点について質問します。

○質問事項

担当部署 担当者名 電 話 F A X E-mail
--

(様式第3号)

公募型プロポーザル方式等参加表明書

令和 年 月 日

大野町長 宇佐美 晃三 宛

申請者 所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

業務名 大野町公立認定こども園3歳未満児給食等業務委託

上記業務について、公募型プロポーザル方式等に参加します。

担当部署
担当者名
電 話
F A X
E-mail

(様式第4号)

公募型プロポーザル方式等提案書

令和 年 月 日

大野町長 宇佐美 晃三 宛

申請者 所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

さきに参加を表明した下記の業務に関する提案について、関係書類を添えて提出します。なお、この提案書及び関係書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1. 業務名 大野町公立認定こども園3歳未満児給食等業務委託

2. 関係書類

- 【企業評価】 (1) 企業理念に関する提案書
- (2) 経営状況に関する報告書
- (3) 業務実績及び受注体制に関する報告書
- 【技術力評価】 (4) 危機管理体制に関する提案書
- (5) 提案内容の的確性に関する提案書
- (6) 関係業務従事者の雇用に対する待遇の提案書
- (7) 関係業務従事者研修計画に関する提案書
- (8) 認定こども園等との食育企画に関する提案書
- 【コスト評価】 (9) コスト削減に対する取組に関する提案書
- 【その他】 (10) 見積書及び積算内訳書
- (11) 企業の概要書又は履歴事項全部証明書(写し可)
- (12) 直近の国税及び地方税の納税証明書(写し可)
- (13) 会社案内のパンフレット
- (14) 不測の事態発生時の独自の対応マニュアル
- (15) 給食衛生管理基準に基づいた独自のマニュアル

担当部署

担当者名

電話

F A X

E-mail

【企業評価】

(1) 企業理念に関する提案書

- ◆ 認定こども園等給食に対する基本的な考え方について、次の項目ごとに簡潔にまとめて提案すること。
 - ①認定こども園等給食の意義及び特色についての考え
 - ②認定こども園等給食における食育についての考え
 - ③認定こども園等給食に関する独自の提案

※様式については任意様式とする。

(2) 経営状況に関する報告書

- ◆ 認定こども園等給食調理業務を行う上で、安定的で継続的な給食を提供できる経営がなされているかについて説明すること。なお、この報告書に代えて、財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）の提出も可とする。

※様式については任意様式とする。

(3) 業務実績及び受注体制に関する報告書

- ◆ 食品衛生法上における調理営業実績及び認定こども園等給食調理業務受注実績を報告すること。
 - ①調理営業実績一覧
 - ②この業務を受注する上での体制について提案すること。

※様式については任意様式とするが、①の様式については下記の様式に準じること。

調 理 営 業 実 績 一 覧

調理業務先（住所・店舗名）	1日平均調理食数	法人としての営業期間
(例) ○○県○○市 □□□□ 園	約200食/園	H29.4.1～R7.10現在

※記載事項に不足がある場合は、記載欄を追加すること。

【技術力評価】

(4) 危機管理体制に関する提案書

- ◆ 認定こども園等給食における危機管理体制について、次の項目ごとに簡潔にまとめて提案すること。
 - ①調理及び異物混入等発生時の処理体制について
 - ②食中毒、インフルエンザ等発生時の配食体制について
 - ③関係業務従事者の健康管理体制について

※様式については任意様式とする。

(5) 提案内容の的確性に関する提案書

- ◆ 今回提案する内容の業務遂行能力に関して、次の項目ごとに簡潔にまとめて提案すること。
 - ①認定こども園等給食提供の専門性及びサービス向上について
 - ②安定的な提供のための実施方針及び方策について
 - ③業務を遂行するための関係業務従事者の配置計画について
 - ④食物アレルギーに関する十分な知識力と適切な対応について

※様式については任意様式とする。

(6) 関係業務従事者の雇用に対する待遇の提案書

- ◆ 関係業務従事者の雇用に関して、次の項目ごとに簡潔にまとめて提案すること。
 - ①関係業務従事者の有給休暇の確保及び代替員確保の体制について
 - ②関係業務従事者の勤務体制及びローテーションについて
 - ③継続雇用及び地元採用計画について

※様式については任意様式とする。

(7) 関係業務従事者研修計画に関する提案書

- ◆ 関係業務従事者の教育及び研修に関して、次の項目ごとに簡潔にまとめて提案すること。
 - ①関係業務従事者の資質向上に関する独自の提案
 - ②契約期間内の認定こども園等給食衛生管理に関する教育及び研修の計画について

※様式については任意様式とする。

(8) 認定こども園等との食育企画に関する提案書

◆ 認定こども園等との連携及び食育の推進に関して、次の項目ごとに簡潔にまとめて提案すること。

- ①保護者及び園児との食育に関する「ふれあい」についての考え
- ②認定こども園等及び地域との食育に関する交流についての独自の提案

※様式については任意様式とする。

【コスト評価】

(9) コスト削減に対する取組に関する提案書

◆ 安定した認定こども園等給食サービスを提供しながら、質の向上に取り組みつつ、どのようにコストを削減するかについて提案すること

※様式については任意様式とする。

(様式第5号)

見 積 書

大野町長 宇佐美 晃三 宛

所 在 地
法 人 名
代表者職氏名
担当者氏名
連 絡 先
印

1 契約の目的 大野町公立認定こども園3歳未満児給食等業務委託

2 見積金額(総額)

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金額									

<内訳>

年度	金額(円)
令和8年度	円
令和9年度	円
令和10年度	円
令和11年度	円
令和12年度	円
合計	円

<注意事項>

- 1 見積金額の有効数字直前に「¥」を付すこと。
- 2 見積書には、消費税(10%)等全ての経費を含んだ金額を記入すること。
- 3 見積金額(総額)と内訳の合計が合致すること。
- 4 年度毎の積算内訳書を添付すること。(様式任意)